

レポート	1
適正な電力供給及び電力価格の実現に向けた競争環境の整備に関する意見書／インターネット上の詐欺的な定期購入商法被害の激増への対処を求める意見書／消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ報告書の公表とその経緯について	
事件情報	4
商品先物取引について、説明義務違反、過当取引及び指導助言義務違反の違法性を認めた判決	
文献紹介	4

### レポート

## 適正な電力供給及び電力価格の実現に向けた競争環境の整備に関する意見書

### 1 はじめに

日弁連では、2023年7月13日に「適正な電力供給及び電力価格の実現に向けた競争環境の整備に関する意見書」（以下「本意見書」といいます。）を取りまとめ、同月14日付けで経済産業大臣、消費者庁長官及び公正取引委員会委員長に提出いたしました。以下、本意見書の内容及び考え方について概説します。

### 2 本意見書の内容

本意見書では、大手電力会社による規制料金の値上げ申請に関して、以下の対応を求めています。

- (1) 経済産業省及び電力・ガス取引監視等委員会（以下「電取委」といいます。）は、値上げ申請を厳正に審査し、消費者庁は協議を慎重に行うこと（意見の趣旨1）。
- (2) 経済産業省は、規制料金の値上げに伴う定型約款の変更の合理性（民法第548条の4第1項第2号）の判断に関して受領した資料を、国民に明らかにすること（意見の趣旨2）。
- (3) 公正取引委員会及び電取委は、大手電力会社によるカルテル、インサイダー取引、顧客情報不正利用等の違反行為に対して厳正に対処し、公正な競争条件及び適正な取引環境を確保すること（意見の趣旨3）。

### 3 本意見書における考え方

- (1) 規制料金の値上げ申請の審査のあり方（意見の趣旨1）

2016年に電気の小売業への参入が全面自由化された後も、電力会社間の競争が十分に機能していない

状況があるため、一般家庭向け電気料金が適正に保たれるように、料金規制経過措置が維持されています。ところが2022年11月以降、一部大手電力会社は、燃料価格高騰等を理由として、規制料金の値上げ申請をしました。電力は国民生活にとって生命線ともいえることから、値上げの審査及び認可手続は、厳格かつ慎重になされる必要があります。そこで日弁連は、認可権限を有する経済産業省及び審査権限を有する電取委に対し、消費者の声も踏まえ、燃料費の動向、為替の動向、燃料費調達費用の低減に向けた努力の状況、経営効率化の取組状況、保有資産の活用 of 適切性及び価格維持に向けられた独占禁止法上違法な行動の影響等について、消費者庁に十分な情報を提供した上で協議を行い、消費者に与える影響を十分に考慮した上で、値上げ認可の可否を決定することを求めています。

- (2) 定型約款変更の合理性を裏付ける資料の開示（意見の趣旨2）

規制料金値上げに伴い、利用者と大手電力会社との間の電力小売供給約款が変更されますが、民法第548条の4第1項第2号は、定型契約約款の変更が、契約の目的に反せずかつ合理的であることを要件としています。そこで本意見書では、値上げの認可にあたり、どのような事情を考慮して合理性が判断されたのかについて、消費者にわかりやすく説明・資料提供することを求めています。

ます。

- (3) 公正な競争条件及び適正な取引環境の確保（意見の趣旨3）

将来にわたり電力の安定供給と料金上昇を抑制する観点から、電力分野における公正な競争条件及び取引環境の確保が不可欠です。今回の規制料金値上げの背景には、電力小売自由化後に参入した新電力が発電源をほとんど持たず、大手電力会社から電力を購入せざるを得ないにもかかわらず、卸電力市場が不活性であり、新電力の購入条件が、大手電力が自社発電部門から電力を調達する条件より事実上不利であることにより、小売分野における大手電力会社と新電力との競争が機能していない状況があります。大手電力会社によるカルテル、インサイダー取引及び顧客情報の不正使用等の、電力取引ガイドラインに違反する事例も発生しています。

そこで本意見書では、同ガイドラインの趣旨に則り、公正取引委員会が独占禁止法違反行為に対して厳正に対処すること、並びに、経済産業省及び電取委が電気事業法を適正に執行し罰則強化等の適切な施策を講じることを求めています。

### 4 今後に向けて

燃料価格高騰等に左右されず、原子力発電に頼らない、持続可能性のあるエネルギー政策が取られるよう、日弁連は引き続き注視していきます。

独禁法部会

幹事 長尾愛女（第二東京）

# インターネット上の詐欺的な定期購入商法被害の激増への対処を求める意見書

## 1 詐欺的な定期購入商法被害と2021年法改正

インターネット通信販売等において、いわゆる「詐欺的な定期購入商法」に関する消費生活相談が、2015年以降急増しました。具体的には、①実際は最低購入回数が決められている定期購入であるが、そのことを容易に認識できないような形で表示し、大幅な値引き価格で1回だけのお試しで商品を購入できるかのように消費者を誤認させる手口、②消費者に定期購入であることは示しつつ、いつでも解約可能と称して契約を締結させるが、実際には解約権行使に時期及び方法による制約を課したりすることで實際上消費者の解約権行使を困難とする手口等です。全国の消費生活センターに寄せられる定期購入に関する相談件数は、2015年の4,141件から2020年には59,575件へと激増しました。

そこで、2021年の特定商取引に関する法律（以下「特商法」といいます。）の改正（以下「2021年改正」といいます。）において、通信販売業者が設定した様式により申込みを受け付ける特定申込画面の表示について、商品等の分量、対価、契約の解除に関する事項等を表示することを義務付け（第12条の6第1項）、一定の事項について人を誤認させるような表示を禁止し（同条の6第2項）、これらの違反につき罰則の対象とし、取消権を設ける（第15条の4）などの措置が講じられました（2022年6月1日施行）。

## 2 2021年改正後の被害の急増について

2021年の相談件数は51,453件と若干減少したものの、2022年は75,478件と過去最高の件数になりました。また、2022年6月1日の施行前1年間（2021年6月～2022年5月）の1カ月当たりの平均が5,458件だったのに対し、施行後は8月以降再び増え始め、12月が8,733件、2023年1月が13,051件、2月が14,826件、3月が11,114件と激増し、2022年

度の合計は101,762件に上っています。このように、法改正の施行後まもなく相談件数が大幅に増加しているのは、改正内容が消費者の保護に不十分であったからだと言わざるを得ません。

法改正後も相談件数が増加している要因としては、①消費者は広告画面による誤った印象に基づいて契約し、特定申込画面によって認識を是正することは困難であるが、改正では広告画面の対策がほとんどなされなかったこと、②改正法による特定申込画面の規制は1回目と2回目以降の分離表示自体を禁止しておらず不十分であること（ガイドラインでは違反例として、2回目以降の数量や価格を、1回目の数量や価格から非常に離れた位置に記載する場合や、非常に小さな文字で記載する場合が挙げられ、1回目の数量や価格と分離して表示すること自体は禁止されていないように読める）、③消費者が特定申込画面を保存しているケースは少なく、表示義務や人を誤認させる表示の禁止に違反していたことの立証が困難であること、④行政処分は法改正後1件行われたのみであること等が考えられます。

## 3 日弁連意見書について

そこで、日弁連は、2023年9月15日付けで標記意見書を取りまとめました。

(1) 定期購入契約に係る広告画面において、①商品・役務等の分量を表示義務（特商法第11条）の対象に追加すること、②初回分の価格・数量と2回目以降の価格・数量・回数を分離して表示する方法を禁止すること、③支払総額・引渡し総数量・引渡し総回数を消費者が見やすい位置に消費者が容易に認識できるよう表示すべきこと、④初回分の価格が特別に有利であるかのような表示や「お試し」等の定期購入契約であることと矛盾する表示を禁止すること、⑤その他、特商法第11条に掲げる事項及び商品・権利・役務等の分量について人を誤認させる表示を禁止することを同法に規定すること、広

告画面に関する表示の具体的な在り方についても、ガイドラインを設けること。

- (2) 定期購入契約に係る特定申込画面において、①初回分の価格・数量と2回目以降の価格・数量・回数を分離して表示する方法を禁止すること、②支払総額・引渡し総数量及び引渡し総回数を消費者が見やすい位置に消費者が容易に認識できるよう表示すべきことを、特商法又は省令に明確に規定すること。
  - (3) インターネット通信販売業者が特定申込画面を通じて契約の申込みを受けたときは、申込者に対し、最終確認画面を遅滞なく電磁的方法により提供する義務及び同義務に違反した場合は当該契約を解約できることを、特商法に規定すること。
  - (4) インターネット通信販売業者が、広告画面（アフィリエイト広告を含む）・勧誘動画・申込確認画面を、広告掲載中止から1年間保存する義務及び契約者の請求に応じて開示する義務を、特商法に規定すること。
  - (5) 広告表示において、①特商法第11条各号の表示義務に違反して不実の表示等をしたこと、②人を誤認させる表示を行ったことにより、消費者が誤認して契約を締結したときは、これを取り消すことができることを、特商法に規定すること。
  - (6) 定期購入契約について特約により解約を認める場合、契約申込の方法と同等の解約申出方法を設定する義務を、特商法に規定すること。
  - (7) 定期購入契約について、中途解約権の確保及び損害賠償額の上限規制を特商法に規定すること。
- 今後も、詐欺的な定期購入商法による消費者被害を減らすため、引き続き消費者庁等に対して、法改正に向けた働きかけを行っていきたいと思います。

割販法・特商法部会  
副委員長 島藺佐紀（栃木県）

# 消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ報告書の公表とその経緯について

## 1 日弁連会長声明

第7次内閣府消費者委員会のルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ（以下「WG」といいます。）は、公正な市場を実現するために中長期的な観点から消費者法におけるルール形成の在り方及びルールの実効性確保に資する方策並びに行政、事業者・事業者団体、消費者・消費者団体等の役割について検討する目的で設置されたものです。これまで、消費者法分野における自主規制の活用による取引の適正化などについて検討し、その後、自主的取組や民事ルールでは対応しきれない悪質商法について検討を続けてきました。今次のWGでは、高配当・高利益が得られるとうたって多数の消費者を誘引し、多額の出資をさせた上で、最終的に破綻に至る「破綻必至商法」というタイプの悪質商法を中心に検討を行ってきました。その後、WGは、2023年8月までに報告書を公表することを目指し、報告書の素案を公表して検討を行っていました。

しかし、内閣府消費者委員会はこのような悪質商法の規制に対して前向きだったものの、実際の制度の設計及び法律案の作成を担当することになるであろう消費者庁の理解が必要不可欠です。

そこで、日弁連は、WGの報告書の取りまとめに先立ち、WGの報告書が素案から後退したものとならないことを期待していることを表明し、政府に対し、WGの報告書を真摯に受け止め、行政庁による破産申立制度等の悪質商法に対する行政による被害回復制度を導入するように改めて求めることを内容とする「消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ報告書の取りまとめに当たり、行政による被害回復制度の導入を改めて求める会長声明」を2023年7月20日付けで発出しました。

## 2 WG報告書

その後、WGは、2023年8月付けで「消費者法分野におけるルール形成の

在り方等検討ワーキング・グループ報告書～「破綻必至商法」を市場から排除して消費者被害を救済するために～」（以下「WG報告書」といいます。）を公表するに至りました。

WG報告書は、これまでの大規模な悪質商法の事案を分析した上で、特に「破綻必至商法」について、制度的な手当が必要であるとしました。そして、資金繰りに窮した企業や破綻のリスクが大きいベンチャービジネスなどとの峻別の観点から、以下の要件を全て備えるものを制度的な手当が必要な破綻必至商法としました。

- ①事業（事業の実施のために必要な行為を含む。）の実体がないにもかかわらず、
- ②金銭の出資若しくは拠出又は物品若しくは権利の提供をすれば事業の収益により一定期間経過後に金銭その他の経済的利益の配当等を行う旨を示して消費者を勧誘し、
- ③多数の消費者に金銭出資等をさせ、
- ④そのため、新たな消費者を勧誘して金銭出資等をさせ、当該金銭出資等を原資として先行の出資者への配当等を継続的に行わざるを得ないスキーム

そして、WG報告書は、破綻必至商法を止めて被害を回復するための具体的方策として、破綻必至商法の禁止の明確化、破綻必至商法を停止するための行政処分の創設、行政庁による破産申立権限の創設、違法収益剥奪のための行政手法の創設、会社法の解散命令の活用・拡充を挙げました。

このような内容は、日弁連のこれまでの意見書等と同一の問題意識に基づくもので、提言内容としても日弁連の意見書等と相当部分重なるものでした。例えば、2021年8月19日付け「詐欺的商法の一つであるポンジ・スキーム事案についての行政による被害回復制度の導入を求める意見書」において、日弁連は、ポンジ・スキーム（WG報告書にいう「破綻必至商法」とほぼ同じものを指しています。）を対象とする、行政による賦課

金制度や行政による破産申立制度を提言していますが、これらの内容の多くはWG報告書に取り入れられたといえ、WG報告書は、これまで行政が消極的な態度を示してきた分野について提言を行うものとして高く評価し得るものとなっていました。

## 3 内閣府消費者委員会意見

さらに、その後、内閣府消費者委員会は、2023年8月10日付けで、「多数消費者被害に係る消費者問題に関する意見～消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ報告書を受けて～」（以下「内閣府消費者委員会意見」といいます。）を公表しました。

その内容は、内閣府消費者委員会WG報告書において提言した破綻必至商法に対する規制に関する消極意見に対して反論を行った上で、改めてWG報告書で提言した制度の整備又は拡充に向けた検討を求め、引き続き消費者庁を始めとする関係行政機関の取組を注視していく、とするものでした。

この内閣府消費者委員会意見からは、消費者庁から、消費者庁に調査能力がない、正常な経済活動への萎縮効果をもたらす、「民-民」の問題に行政が介入すべきではない、などという主張がなされていたことがうかがえます。しかし、このような主張は、これまでWGにおいて既に十分に検討されてきたことで、内閣府消費者委員会意見が適確に反論しているとおおり、もはやあまり説得力を持たないものです。

今回の内閣府消費者委員会意見が、消費者庁及び消費者委員会設置法に定められた「建議」という正式な形ではなく、「意見」という曖昧な形になってしまったものの、内閣府消費者委員会が改めて意見を出して反論を行ったことには意味があります。この意見を消費者庁をはじめとする政府が真摯に受け止め、速やかに検討を開始することを期待したいと思えます。

違法収益吐き出し部会  
副委員長 大森景一（大阪）

# 事件情報

東京

## 商品先物取引について、説明義務違反、過当取引及び指導助言義務違反の違法性を認めた判決（東京高裁令和5年3月16日判決（確定））

### 1 事案の概要

本件は、原告ら（2名）が、サンワード貿易で行った商品先物取引について、多額の値洗損失が発生した後、両建が繰り返されていた事案です（原判決東京地裁令和4年2月18日判決）。

### 2 本判決の要旨

本判決は、次のとおり判示して、説明義務違反、過当取引ないし指導助言義務違反の違法性を認めました（原判決変更、過失相殺4割）。

#### (1) 管理者日誌の信用性について

外務員が取引開始後作成した手書きの管理者日誌には、原告らが、外務員に対し、能動的に取引方針や相場観を告げ、両建を自ら選択しているかのような記載がされていました。しかし、本判決は、原告らが本件各取引をするまで商品先物取引の経験がなかったことや面談の録音などから、外務員の管理者日誌は、基本的に、実際には外務員が勧めて原告らがそれに応じた事柄を、原告らが能動的に方針等を打ち出し、それを外務員が聞き置いた等の表現形態にして記載されているものと解するのが合理的であると認定し、信用性を否定しました。

#### (2) 説明義務違反について

先物取引業者及びその従業員は、個々の顧客の属性や理解度、当該取引において行われることが見込まれる取引手法等に応じて、顧客が先物取引の仕組みやリスク等を的確に理解できるよう十分な説明をすべき義務を負うとした上で、両建が行われることが十分に見込まれていたこと、原告らの属性、両建の性質及び危険性等から、外務員は、原告らに対し、両建の性質及び危険性を十分に説明する必要があったとして、説明義務違反の違法性を認めました。

#### (3) 過当な頻繁売買及び無意味な特定売買の有無（過

当取引）ないし指導助言義務違反について

本判決は、先物取引業者及びその従業員は、各種法令及び信義則に照らし、先物取引について十分な知識と経験を有しない者が安易に先物取引をして本人の予測し得ない損害を被ることがないように努めるべき高度の注意義務を負っており、①顧客に無意味な取引を繰り返させるなど、その内容、回数等において合理性の無い取引を勧誘してこれを行わせたときはもとより、②顧客が合理性のない取引を行おうとする場合に、そのことを顧客に説明し、必要な指導助言をするなどの対応を執ることもないまま、その注文を受託したときは、当該勧誘又は受託行為は社会的相当性を逸脱して違法であるとして、過当取引ないし指導助言義務違反を一体的に判断しました。

そして、両建の性質及び危険性について、手数料が二重に掛かることなどのデメリットがあるほか、取引における損益状況の把握を複雑、困難にするばかりか、限月が控える中で、相場の変動を見極めて売り買い双方の建玉を適時に決済し、損失を最小限にすること、まして利益を出すことは極めて困難であり、そのうちに、値洗い損が更に大きくなり決済する時期を失ってしまうような因果玉を生じさせる原因にもなる点で、非常な危険性を伴う取引であるとした上で、常時両建状態にあることや、月間回転率、保有日数も考慮し、過当取引ないし指導助言義務違反の違法性を認めました。

### 3 本判決の意義

外務員が作成したとする実際のやり取りを歪曲させた日誌に惑わされる裁判例も散見される中、この点を正しく看破しており、その違法性の立論と併せて実務上参考になるものと思われま

荒井哲朗（東京）

## 文献紹介

### シンポジウム「若者に届け！ 未来を創る消費者教育～成年年齢引下げ1年後のリアルを踏まえて～」報告書掲載のご案内

2023年4月7日に開催されましたシンポジウム「若者に届け！ 未来を創る消費者教育～成年年齢引下げ1年後のリアルを踏まえて～」の報告書が完成しました。本シンポジウムの目玉であった、若者4名を交えてのパネルディスカッションの内容が反訳文の形で丸ごと掲載されており、パネルディスカッションにおける若者のリアルな意見を改めて確認するこ

とができます。今後、若者に対する消費者教育に携わっていく全ての方にとって貴重な資料となるものと思います。日弁連サイト＞私たちの活動＞人権擁護活動＞消費者問題（消費者問題対策委員会）＞報告書に掲載されていますので、是非ご覧ください。

## 編 ■ 集 ■ 後 ■ 記

盛山正仁文部科学大臣は、10月13日付けで、東京地方裁判所に対し、宗教法人法に基づき、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）に対し、解散命令の請求を行いました。日弁連では、関係機関と連携し、全

国の弁護士会と連携し、フリーダイヤル等による無料法律相談受付を行ってきました。しかし、解散命令の確定までには一定の時期を要し、その間に財産の散逸が懸念されます。したがって、

国会には、速やかに解散命令のなされた法人の財産を保全するための立法措置を講じていただきたいと思います。

飯田修（東京）